

新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の建て替えに係る基本的な方向性及び構想等を策定するにあたり、専門的な見地からの意見等を踏まえながら、医療センターの在り方について検討するため、新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新しい医療センターの在り方に関すること
- (2) 医療センターの建て替え検討にあたり、必要な事項に関すること
- (3) 医療センターの建て替えに係る基本的な方向性及び構想等の素案の作成に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療・建築分野等の有識者
- (2) 船橋市医師会の代表
- (3) 船橋歯科医師会の代表
- (4) 船橋薬剤師会の代表
- (5) 市内の公的な病院等の代表
- (6) 市民
- (7) 市職員
- (8) 前7号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期及び補充委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から建て替えに係る基本的な方向性及び構想等の策定が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集される会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人の行為は、委員の行為とみなす。

4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 検討委員会の会議は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第25条の規定に基づき、原則、公開とする。ただし、同条各号に該当する場合、委員長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月7日から施行する。